別紙(提供条件及び割引額)

エネトピアグループ電気料金割引プラン(1)

対象サービス	エネトピアグループ電気サービス契約II、エネトピアグループ電気サービス契約III エネトピアグループ電気サービス契約IV、エネトピアグループ電気サービス契約V	
提供条件	・対象サービスを3年間継続利用すること	
割引額	165円(稅込)/月	
契約の期間	3年	
解約金	5,400円	
解約金の適用除外	・契約者が起算日から3年が経過する日の属す暦月の前月中に両社へ契約の満了と同時に契約を解除する申し出を行った場合 ・契約者が急遽での転居等やむを得ない事由で対象サービスの利用を停止する場合(※) (※)転居等を確認できる書類の提出が必要となります。	
注意事項	・本サービスは36か月間の定期契約です。解約のお申し出がない限り、36か月ごとの自動更新となります。 ・割引後の電気料金が0円以下になる場合においても、割引額は翌月に引継ぎません。	

エネトピアグループ電気料金割引プラン(2)

対象サービス	エネトピアグループ電気サービス契約 II 、エネトピアグループ電気サービス契約 III エネトピアグループ電気サービス契約 IV、エネトピアグループ電気サービス契約 V
提供条件	・新たに対象サービスの提供を受けること ・対象サービスを3年間継続利用すること
割引額	330円(税込)/月
契約の期間	3年
解約金	10,800円
解約金の適用除外	- 契約者が急遽での転居等やむを得ない事由で対象サービスの利用を停止する場合(※) - 両社がやむを得ない事由と判断する場合 (※) 転居等を確認できる書類の提出が必要となります。
注意事項	・割引後の電気料金が0円以下になる場合においても、割引額は翌月に引継ぎません。

エネトピアグループ電気料金割引プラン(3)

対象サービス	エネトピアグループ電気サービス契約III	
提供条件	- 両社との需給契約を3年間以上継続していること ・対象サービスを1年間以上ご利用中であること	
割引額	330円(税込)/月	
契約の期間	3年	
注意事項	・割引後の電気料金が0円以下になる場合においても、割引額は翌月に引継ぎません。 ・契約の期間内に対象サービスから他のサービス(従量電灯A、エネトピアグループ電気サービス契約II、エネトピアグループ電気 サービス契約IV、エネトピアグループ電気サービス契約V)に変更した場合、本プランの適用を停止いたします。	

-12-



鳥取ガス株式会社: 20570-04-8811 平日・休日問わず 9:00~19:00

鳥取ガス産業株式会社: 20570-04-8822 平日・休日問わず 9:00~19:00

エネトピアでんきインフォメーションセンター: **፩** 0120-50-8820 9:00~19:00(日・祝は17:00まで) **12/31~1/3は除く

2025.09



enetopiaでんき

エネトピアでんきサービス 利用規約集

- 2025年9月1日 -

エネトピアの電気サービスをご利用にあたっての 利用規約です。必ずご一読ください。

電気サービス約款

[| 総則]

1. 適用

鳥取ガス株式会社および鳥取ガス産業株式会社(以下「両社」という)は、本小売電気事業者(3(定義)(19)号に規定する本小売電気事業者をいい、以下、(1適用)において同様とします。)が低圧需要に供給する電気の取次ぎを行っており、この電気サービス約款(以下、「本約款」という)は両社に電気需給契約中込書(以下、「本申込書」といい、本約款、本申込書およびお客さまが適用を受ける電気料金プラン約款を合わせて「需給契約」という)を提出されたお客さまに関し、中国電力ネットワーク株式会社の一般送配電事業における供給区域内のお客さまの需要場所に対して、一般送配電事業者等(3(定義)(5)号に規定する一般送配電事業者等(3)に義)に対して、低圧の電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めるものです。

2. 本約款等の変更

- (1)一般送配電事業者等の定める託送供給等約款(3(定義)(17)号に規定する託送供給等約款をいいます。)が改定された場合、法令・条例または規則等が改正された場合、市場環境を含む電力調速環境の変動または経済情勢の変更が生じた場合、両社が小売電気事業者としてお客さまに電気を供給することとなった場合、その他両社が必要と判断した場合には、両社は、民法第548条の4の規定にもとづき、本約款を変更することがあります。この場合には、両社は、あらかじめ効力発生時期を定めて変更後の本約款の内容およびその効力発生時期を書面、インターネットの利用その他の両社が適切と考える方法(以下「両社が適切と考える方法」といいます。)により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、需給契約期間中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款によります。
- (2)本約款の変更に伴い、(3)に定める場合を除き、両社が、変更の際の供給条件の説明、供給条件に関する契約変更前および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。なお、お客さまが本約款等の変更に伴い、契約変更後の供給条件に関する書面の交付を希望される場合には、両社お問い合わせ先まであらかじめその旨を要求していただくものとします。
 - イ 供給条件の説明および供給条件に関する契約変更前の書面交付を行う場合、両社が適切と考える方法により行ない、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
- ロ 供給条件に関する契約変更後の書面交付を行う場合には、両社が適切と 考える方法により行い、両社の名称および住所、お客さまとの契約年月 日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号(3(定義)(14)号に 規定する供給地点特定番号をいいます。)を記載します。
- (3)本約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更をともなわない内容である場合、供給条件の説明および供給条件に関する契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することない、説明することない、といていてあらかじめ承諾していただきます。
- (4)需給契約締結後、消費税法および地方税法(以下総称して「消費税法等」といいます。)の改正等により消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、お客さまは変更された税率に基づいて電気料金その他の債務にかかわる消費税等相当額を支払うものとします。
- (5) お客さまには、託送供給等約款に定める「需要者」としての義務および遵守事項について遵守いただくものとします。
- (6)一般送配電事業者等から給電指令が発せられたときは、お客さまにはこれに 従っていただきます。

3. 定義

以下の言葉は、本約款、需給契約および電気料金プラン約款においてそれぞれ以 下の意味で使用いたします。

- (1)低圧:標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。
- (2)契約容量:お客さまが使用できる最大容量(キロボルトアンペア)をいいます。
- (3)契約電力:お客さまが使用できる最大電力(キロワット)をいいます。
- (4)消費税等相当額:消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。
- (5)一般送配電事業者等:お客さまの需要場所を供給区域とする電気事業法第2 条第1項第9号に定める一般送配電事業者をいいます。
- 条第1項第9号に定める一般送配電事業者をいいます。 (6)電灯: 白熱電球、けい光灯、ネオン管灯または水銀灯等の照明用電気機器(付
- 属装置を含みます。)をいいます。 (7)小型機器:主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以 外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお 客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用で きないものは除きます。

- (8)動力:電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
- (9)契約負荷設備:お客さまが使用できる負荷設備をいいます。
- (10)契約主開閉器:需給契約に基づき設定されるしや断器であって、定格電流を 上回る電流に対して電路をしや断し、お客さまが使用する最大電流を制限するものをいいます。
- (11)燃料費調整額:燃料費の変動を電気料金に反映させるための制度にもとづいて算出された値をいいます。
- (12)再生可能エネルギー発電促進賦課金:電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」という)第36条第1項に定める賦課金をいいます。
- (13)供給地点:当社が、お客さまに電気の供給をするために、一般送配電事業者等との接続供給契約により需要場所へ電気の供給を受ける地点をいいます。
- (14)供給地点特定番号:対象供給地点を特定するための識別番号をいいます。
- (15)接続供給:本小売電気事業者がお客さまに電気の供給を行うために必要となる、本小売電気事業者が一般送配電事業者等から受ける電気の供給をいいます。
- (ii)接続供給契約:本小売電気事業者がお客さまに電気の供給を行うために必要となる、本小売電気事業者と一般送配電事業者等との接続供給に係る契約をいいます。
- (17) 託送供給等約款:接続供給契約の内容を規定する一般送配電事業者等の約款で、電気事業法第18条第1項または同法第27条の12の11にもとづき経済産業大臣より認可を受けたものをいいます。
- (18) 計量日: 一般送配電事業者等が需要場所に設置する計量計で使用電力量および最大需要電力を測定した日をいいます。
- (呼)本小売電気事業者:両社との取次委託契約にもとづきお客さまに電気を供給する小売電気事業者である株式会社とっとり市民電力(小売電気事業者登録番号:A0165)をいいます。
- (20)休日等:日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日および一般送配電事業者等が定める休日をいいます。
- (21)最大需要電力:需要電力の最大値であって、一般送配電事業者等が需要場所 に設置する30分最大需要電力計により計量される値をいいます。
- (22)夏季:毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。
- (23) その他季: 毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。
- (24)貿易統計:関税法にもとづき公表される統計をいいます。
- (25) 平均燃料価格算定期間: 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき 平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの 期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月 1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から 月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日まで の期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の 2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間 といたします。)をいいます。

4. 単位および端数処理

本約款および電気料金プラン約款において使用する単位、端数処理は以下のと おりといたします。

- イ 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペア とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- ロ 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下 第1位で四捨五入いたします。
- ハ 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、 小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- 二 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1 位で四捨五入いたします。
- ホ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5. 実施細目

本約款の実施上必要な細目的事項および本約款により難い事項については、本 約款の趣旨に則り、その都度お客さまと両社との協議によって定めます。なお、 お客さまは、一般送配電事業者等が、託送供給等約款の実施上、お客さまとの協 議が必要であると判断した場合、一般送配電事業者等と協議を行っていただく 必要があります。

[|| 契約の締結]

. 需給契約の申込み

(1)お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款 託送供給等約款における需要家としてのお客さまに関する事項および電気 料金プラン約款の内容を承諾のうえ、両社の定める方法により申込みをして いただきます。

- (2)契約負荷設備、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大 負荷を基準としてお客さまから申し出ていただき、必要に応じて、供給開始 日以降1年間の電気の使用計画を両社に対し文書によりご提出いただき、電 気料金プラン約款にそれぞれ規定する決定方法に従い決定されます。
- (3)電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7. 需給契約の要件

お客さまに需給契約にもとづき本小売電気事業者が電気を供給する際は、一般 送配電事業者等の供給設備を使用いたします。それにこもない、お客さまには、 なで定める技術要件その他の法今等に従い、かつ一般送配電事業者等の定め る託送供給等約款におけるお客さまに関わる事項を遵守していただきます。

8. 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、お客さまからの申込みを両社が承諾したときに成立いたします。
- (2)契約期間は、次によります。
- イ 契約期間は、11(需給の開始)にもとづき定められた需給開始日から同日が属する年度の末日までといたします。
- ロ 契約期間満了に先だってお客さまと両社の双方が需給契約の終了また は変更の申入れを行わない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年 ごとに同一条件で継続されるものといたします。

9 雲栗場

本小売電気事業者が供給した電気をお客さまが使用する場所をいい、需要場所 は一般送配電事業者等の託送供給等約款の定めによります。

10. 需給契約の単位

両社は、原則として1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。ただし、電灯または小型機器と動力をあわせて使用する需要の場合は、その限りではありません。

11. 供給の開始

- (1)両社は、需給契約の申込みを承諾したときには、一般送配電事業者等との協議による供給準備その他必要な手続きを経たのち、供給開始日を定め、需給契約に基づく電気の供給を開始します。
- (2)両社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、 あらかじめ定めた供給開始日に本小売電気事業者から電気を供給できない ことが明らかになった場合には、お客さまにその理由をお知らせし、あらた めて協議のうえ、変更後の供給開始日に電気を供給いたします。
- (3)お客さまには、電気供給の実施にともない、一般送配電事業者等が施設または所有する供給設備の工事及び維持のために必要な用地の確保等について協力していただきます。

12. 供給の単位

供給の単位は一般送配電事業者等の託送供給等約款の定めによります。

両社は、以下の場合には、その申込みを承諾しないものとします。 イ お客さまが本約款の内容に承諾していただけないとき。

口 法令、電気の需給状況、供給設備の状況、需要場所、お客さまによる料金 支払債務およびその他の債務の支払い状況(既に消滅しているものを含 み、両社および両社の媒介または代理を業として行う者との他の契約の 料金支払債務その他の債務を支払期日を経過して支払われない場合を

含みます。)、その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。 「III 契約種別および料金]

14. 電気料金プラン

- (1)電気料金プランに関する詳細事項は、電気料金プラン約款にて定めます。
- (2)電気料金プラン約款では、契約種別、料金、その適用条件、供給電気方式、供給電圧および周波数、契約電力等を定めます。

[IV 料金の算定および支払い]

15. 料金の算定および算定期間

(1)電気料金の算定期間は、下記の場合を除き、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間とします。なお、あらかじめ一般送配電事業者等より計量日が周知された場合は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間((以下「計量期間」といいます。)といたします。ただし、16(検針)(3)の場合であって、同(3)に基づき一般送配電事業者等があらかじめ定めた日に検針を行なったものとみなさなかった場合の料金の算定期間は、供給開始日からその直後に実際に検針が行われた日の前日までの期間といたします。なお、電気の供給を開始した場合の検針期間は、供給開始日からその直後の検針日の前日までの期間とし、需給契約が終了した場合の検針期間は、直前り検針日の前日までの期間とし、需給契約が終了した場合の検針期間は、直前り検針

日から需給契約終了日の前日までの期間といたします。

- イ 電気の供給を開始し、再開し、もしくは中止し、または需給契約が終了した場合で、計量期間の日数が算定期間の終期の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき
- ロ 計量期間の日数が算定期間の終期の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき
- ハ その他両社が適当と判断したとき

給針

検針日は、一般送配電事業者等が、以下に定めるところにより、実際に検針を 行った日または検針を行ったものとされる日をいいます。

- (1)検針は、原則として一般送配電事業者等があらかじめ定めた日において各月 ごとに一般送配電事業者等により行われ、お客さまが不在等のため一般送配 電事業者等が検針できなかった場合は、別の日に検針が行われます。
- (2)一般送配電事業者等は、やむをえない事情がある場合には、前号にかかわらず、一般送配電事業者等があらかじめ定めた日以外の日に検針を行うことがあります。なお、この場合であっても、一般送配電事業者等があらかじめ定めた日に検針を行ったものとみなされます。
- (3)一般送配電事業者等は、お客さまへの電気の供給開始日から、あらかじめ定めた検針日までの期間が短い場合、各月ごとに検針を行わないことがあります。この場合、代酬附始日の直後の、あらかじめ定めた日に検針を行ったものとみなされる場合があります。
- (4)一般送配電事業者等は、本条(3)に掲げる場合を除くほか、非常変災等特別の事情がある場合、本条(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行わないことがあります。この場合でも、検針を行わない月については、一般送配電事業者等があらかじめ定めた日に検針を行ったものとみなされます。

17. 使用電力量の計量

- (1)使用電力量および最大需要電力は、次項の場合を除き、一般送配電事業者等によって設置された計量計により供給電圧と同位の電圧で計量された値とし、30分単位で計量します。
- (2)計量計の放降等により使用電力量または最大需要電力が正しく計量できない場合には、一般送配電事業者等と本小売電気事業者との協議により決定した値とします。この場合、両社は、すみやかに一般送配電事業者等と本小売電気事業者との協議により決定された値について、お客さまに通知いたします。

18. 料金の支払義務および支払い

- (1)お客さまの料金の支払義務は、両社が本小売電気事業者から料金算定期間の 全使用量を受領後、料金計算を行った日に発生いたします。
- (2)お客さまの料金は、支払期限日までに支払っていただきます。
- (3)支払期限日は、原則として請求対象月の翌々月末といたします。ただし、支払 期限日が休日の場合には、その直後の休日ではない日を支払期限日といたし ます
- (4)お客さまと両社との協議によって両社が両社の他の契約の料金と一括して請求することとした場合の支払期限日は、一括して請求する料金のうちその月で最後に支払期限日が到来する日といたします。ただし、需給契約を終了する月の料金は、この場合であっても個別に請求させていただくことがあります。

19. 料金の支払方法

- (1)お客さまは、料金を口座振替またはクレジットカード払い(20(料金の口座振替)、21(料金のクレジットカード払い)に規定する方法をいいます。以下、同様とします。)により、毎月お支払いいただきます。ただし、次の場合は、原則として払込みの方法(22(料金の払込み)に規定する方法をいいます。以下、同様とします。)によりお支払いいただきます。
- イ 口座振替およびクレジットカード払いによる支払い手続きが完了する までの料金
- (2)両社は、領収書および支払証明書は、発行しないものといたします。

20. 料金の口座振替

- (1)料金を口座振替の方法でお支払いいただく場合の金融機関は、両社が指定した金融機関といたします。
- (2) お客さまは、料金を口座振替の方法で支払われる場合は、両社所定の申込方法によりあらかじめ両社に申し込んでいただきます。
- (3)料金の口座振替日は、両社が指定した日といたします。
- (4)お客さまが、口座振替の方法により支払われる場合は、料金がお客さまの指 定する口座から引き落とされたときに両社に対する支払いがなされたもの といたします。
- (5)料金の支払方法として口座振替の方法を申し込まれたお客さまは、口座振替の手続が完了するまでは料金を、22(料金の払込み)に規定する方法によりお支払いいただきます。

21. 料金のクレジットカード払い

(1)お客さまは、料金をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、両社 が指定したクレジットカード会社とお客さまとの契約にもとづき、そのクレ

- ジットカード会社に毎月継続して立替えさせる方法によりお支払いいただ
- (2) お客さまは、料金をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、両社 が指定した所定の方法によりあらかじめ両社に申し出ていただきます。
- (3) お客さまが、クレジットカード払いの方法により支払われる場合は、料金が そのクレジット会社により両社が指定した金融機関等に払い込まれたとき に両社に対する支払いがなされたものといたします。
- (4)料金の支払方法としてクレジットカード払いの方法を申し込まれたお客さ まは、クレジットカード払いの手続が完了するまでは料金を、22(料金の払 込み)に規定する方法によりお支払いいただきます。

22 料金の払込み

- (1) お客さまは、料金を払込みの方法で支払われる場合は、払込書により、次のい ずれかの方法で現金によりお支払いいただきます。
- イ 両社が指定した金融機関またはコンビニエンスストア等(以下、「金融機 関等」という)における収納制度を利用した支払い
- (2)お客さまが、料金の払込みの方式により支払われる場合は、料金の払込みを 受けた金融機関等により、両社が指定した金融機関等に払込まれたとき、ま たは両社の営業所等において支払がなされたときに、両社に対する支払いが されたものとします。

23. 料金の支払順序

料金は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。

24. 保証金

- (1)両社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始に先だっ て、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額を こえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
- イ 支払期限円を経過してなお料金を支払われなかった場合
- ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいず れかに該当するとき。
 - (イ)他の需給契約(既に終了しているものを含みます。)の料金を支払期 限日を経過してなお支払われなかった場合
- (口)支払期限日を経過してなお料金を支払われないことが予想される 場合
- ハ その他両社が必要と判断した場合
- (2)予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状 況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。
- (3) 両社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。なお、(4) により 保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり 期間を設定いたします。
- (4) 両社は、需給契約が終了した場合またはお客さまが支払期日を到来してなお 料金を支払われない場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することが あります。この場合、両社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預け ていただくことがあります。
- (5)両社は、保証金について利息を付しません。
- (6)両社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、 保証金をお返しいたします。ただし、(4)により支払額に充当した場合は、そ の残額をお返しいたします。

[V 使用および供給]

25. 適正契約の保持

両社が、本小売電気事業者または一般送配電事業者等から、接続供給契約が電気の 使用状態に比べて不適当であるとして、電気の使用状態に応じた適正なものに 変更することを求められた場合には、お客さまは、その求められた内容に従い、す みやかに雲給契約を電気の使用状能に応じた適正なものに変更するものとします。 26. 力率の保持

需要場所の負荷の力率は、原則として、90パーセント以上に保持していただき ます.

27. 需要場所への立入りによる業務の実施

両社または本小売電気事業者が需給契約の遂行上需要場所への立入りが必要と 認める場合、または一般送配電事業者等が以下の各号に掲げる業務を実施する ため需要場所への立ち入りが必要と認める場合、両社、本小売電気事業者または 一般送配電事業者等は、お客さまの承諾を得て需要場所へ立ち入る場合があり ます。この場合には、正当な理由がない限り、お客さまは両社、本小売電気事業者 または一般送配電事業者等の需要場所への立ち入りを承諾していただきますが、 一般送配電事業者等が立ち入る場合においては、一般送配電事業者等に対し、所 定の証明書の提示を求めることができます。

- イ 供給地点に至るまでの一般送配電事業者等の供給設備または計量計等 需要場所内の一般送配電事業者等の電気工作物の設計、施工(取付けお よび取外しを含みます。)、改修または検査
- 口 44(保安に対するお客さまの協力)によって必要なお客さまの電気工作

物の検査等の業務

- ハ 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験 契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは 検査またはお客さまの電気の使用用途の確認
- 二 計量計の検針または計量値の確認
- ホ 30(供給の停止)、38(需給契約の終了)(1)または40(解除等)により必
- へ その他本約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な 業務または一般送配電事業者等の電気工作物に関わる保安の確認に必

28. 電気の使用に伴うお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、以下の原因等で他のお客さまの電気の使用を妨害 し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者等もしく は他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそ れがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需 要場所に施設するものとし、特に必要がある場合には、お客さまの負担で供 給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用し ていただきます。
- イ 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- ロ 負荷等の特性によって雷圧または周波数が著しく変動する場合
- ハ 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- 二 著しい高周波または高調波を発生する場合
- ホーその他イ、ロ、ハまたは二に準ずる場合
- (2)お客さまが発電設備を一般送配電事業者等の供給設備に電気的に接続して 使用する場合も、(1)に準ずるものとします。
- (3)お客さまが電気設備を一般送配電事業者等の供給設備に電気的に接続する にあたっては、電気設備に関する技術基準、その他の法令等に従い、かつ、一 般送配電事業者等の託送供給等約款別冊に定める系統連系技術要件を遵守 して、一般送配電事業者等の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認め られる方法によるものとします。

29. 託送供給等の準備に対する協力

お客さまは、電気の供給の実施にともない一般送配電事業者等が施設または所 有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、協力 していただきます。

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、一般送配電事業者等は、お客 さまにあらかじめ通知することなく、そのお客さまについて電気の供給を停 止することがあります。
- イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要
- ロ お客さまの需要場所内の一般送配電事業者等の電気工作物を故意に捐 傷し、または亡失して、一般送配電事業者等に重大な損害を与えた場合
- ハ 一般送配電事業者等以外の者が、一般送配電事業者等の供給設備または 引込線とお客さまの電気設備との接続を行った場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、一般送配電事業者等から本小売電気事業 者がその旨の警告を受けた場合で、本小売電気事業者から連絡を受けた両社 がお客さまに対し、その原因となった行為について改めるように求めたにも かかわらず、改めない場合には、一般送配電事業者等により、電気の供給の停 止が行われることがあります。
- イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
- ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
- ハ 7(需給契約の要件)を欠くに至った場合
- 二 27(需要場所への立入りによる業務の実施)に反して、両社、本小売電気 事業者および一般送配電事業者等の係員の立入りによる業務の実施を 正当な理由なく拒否された場合など、お客さまが本約款において、一般 送配電事業者等の求めに応じること、一般送配電事業者等に権限を付与 することもしくは一般送配電事業者等に協力することとされている事 項について拒んだ場合、または両社、本小売電気事業者もしくは一般送 配電事業者等に通知することとされている事項の通知を行わなかった セク
- ホ 28(電気の使用に伴うお客さまの協力)によって必要となる措置を講じ ない場合
- へ 契約された用途以外の用途に電気を使用された場合
- ト 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
- (3) お客さまがその他託送供給等約款に反した場合には、一般送配電事業者等は そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
- (4)30(供給の停止)(1)から(3)により電気の供給を停止する場合には、両社、本 小売電気事業者もしくは一般送配電事業者等は、一般送配電事業者等の供給 設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための適当な処置を行

ないます。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただき

31. 供給停止の解除

30(供給の停止)によって供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった 事実を解消し、一般送配電事業者等から本小売電気事業者に対する電気の供給 が再開されたときには、本小売電気事業者による、電気の供給が開始されます。

- (1)お客さまが、お客さまの需要場所において電気を使用すること以外の用途に 電気を使用された場合、ならびに30(供給の停止)(2)項ロ、へまたはトに該 当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、両社は、 その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2)(1)の免れた金額は、本約款に定められた供給条件にもとづいて算定された 金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3)不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で本小売電気事業者が 決定した期間といたします。

33. 供給の中止

次の場合には、一般送配電事業者等もしくは本小売電気事業者により両社もし くはお客さまに給電指令が行われ、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお 客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。ただ 1. 緊急やむをえない場合は、一般送配雷事業者等からの給電指令が行われるこ となく、お客さまの電気の使用を制限し、若しくは中止することがあります。

- イ 異常渇水等により電気の需給上やむをえない場合
- ロ 一般送配電事業者等が維持および運用する供給設備に故障が生じ、また 故障が牛ずるおそれがある場合
- ハ 一般送配電事業者等が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更 その他の工事上やむをえない場合
- 非堂変災の場合
- ホ 系統全体の需要が大きく低下し、調整電源による対策の実施にもかかわ らず、原子力発電または水力発電を抑制する必要が生じた場合
- へ その他電気の需給上または保安上必要がある場合

- (1)33(供給の中止)によって電気の供給が中止された場合で、それが両社およ び本小売電気事業者の責めとならない理由によるものであるときには、両社 は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2)30(供給の停止)によって電気の供給を停止した場合または40(解除等)に よって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が終了した場合には、両社 は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 両社および本小売電気事業者に故意または過失がある場合を除き、両社は、 お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負い
- (4) 地震、津波、火山活動等の自然災害、戦争、紛争またはテロ等の以下の各号の いずれにも該当する事由(以下「不可抗力」といいます。)が発生したことによ り両社が需給契約の全部または一部の履行が不可能となった場合、両社は、 お客さまに損害の賠償責任を負わないこととします。
- イ お客さま、または両社によって制御できない事由であること。
- ロ その発生が、お客さま、または両社の責とならない事由であること。
- ハ お客さま、または両社が事前に想定できなかった事由であること。また は、想定可能な事由の場合は、法令等を踏まえた適切な対策を事前に講 じているにもかかわらず、回避できなかったこと。
- 二 お客さま、または両社が、当該事由の発生時に適切な対策を講じたにも かかわらず、回避できなかったこと。

35. 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者等の 電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備 について次の金額をそれぞれ賠償していただきます。

- イ 修理可能の場合:修理費
- ロ 亡失または修理不可能の場合:帳簿価額と取替工費との合計額

「VI 契約の変更および終了]

36. 需給契約の変更

お客さまが本申込書記載の内容の変更を希望される場合は、||(契約の申込み)に 定める新たに需給契約を希望される場合の規定に準じて行うものといたします。 この場合、お客さまには両社に対しすみやかに変更を申し出ていただきます。

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていた お客さまの両社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引 き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。 38. 需給契約の終了

(1)引越し(転出)等の理由による需給契約の終了

お客さまが、引越し等の理由により需給契約を終了しようとする場合は、あ らかじめその終了を希望する日を両社所定の方法で両社に申し出ていただ きます。両社は、お客さまの申し出をもとに、一般送配電事業者等に対して、 終了希望日に需給契約を終了するために必要な手続きを行います。需給契約 は、40(解除等)および次の場合を除き、お客さまが両社に通知された契約終 了希望日に終了いたします。

- イ 両社がお客さまの終了の申し出を、実際に使用を廃止した日以降に受け た場合は、原則としてその申し出を受け付けた日(両社が定める休日で ある場合には、その直後の両社が定める休日以外の日となります。)を契
- 口 両社の責めとならない理由(災害等不可抗力による場合を除きます。)に より需給契約を終了するために必要な処置ができない場合は、電気需給 契約は終了するための処置が可能になった日を契約終了日とします。

(2)他の小売電気事業者への契約切り替えによる終了

お客さまが両社との需給契約を終了し、新たに他の小売電気事業者から電気 供給を受ける場合には、新たな小売電気事業者に対し契約の申し込みをして いただきます。両社は、当該小売電気事業者を通じ電力広域的運営推進機関 のシステムを経由して、お客さまからの依頼を受けた時は、お客さまと両社 との需給契約を終了するために必要な処置を行います。この場合、需給契約 は、電力広域的運営推進機関から通知される新たな小売電気事業者からお客 さまへの電気の供給が開始される日を契約終了日とします。

(3)(1)項にもとづく需給契約の終了が、お客さまがその需要場所での電気の供 給を受けないことを理由とする場合、一般送配電事業者等により、一般送配 電事業者等の設備またはお客さまの電気設備において、お客さまへの電気の 供給を終了させるための必要な処置が行われます。なお、この場合には、必要 に応じてお客さまに協力をしていただきます。

39. 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算 お客さまが電気の使用を開始され、その後契約容量もしくは契約電力の変更ま たは需給契約が終了する場合もしくはお客さまが契約容量もしくは契約電力を 新たに設定または増加後1年に満たないで、需給契約が終了する場合またはお客 さまが契約電力を減少しようとされる場合において、本小売電気事業者がお客 さまに電気を供給するための一般送配電事業者等との間の接続供給契約にもと づいて当該一般送配電事業者等から料金および工事費の精算を求められる場合 には、両社は本小売電気事業者からの請求を踏まえその精算金相当額およびそ の支払いに必要な手数料をお客さまより申し受けます。ただし、非常変災等やむ をえない理由による場合はこの限りではありません。

- (1)両社は、お客さまが次の各号にかかげる事由に該当する場合には、需給契約 を解除することがあります。この場合、両社が損害を受けたときは、その損害 を賠償していただきます。なお、需給契約を解除する場合には、その旨をお客
- イ 支払期限日(18(料金の支払い義務および支払い)(4)の規定が適用され る場合は、一括して請求する料金のうちその月で最後に支払期限日が到 来する日)の翌々月末(支払期限日の翌々月末が休日の場合は、その直後 の休日でない日とします。)を経過してもなお料金のお支払いがない場
- ロ 両社との他の契約(すでに消滅しているものを含みます。)の料金につい てイの事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、期 日までにお支払いがない場合
- ハ この需給契約にもとづいてお支払いを求めた料金以外の債務について、 支払期限日を経過してもお支払いがない場合
- 二 両社の媒介または代理を業として行う者との契約の料金支払債務その 他の債務について、支払期限日を経過してもお支払いがない場合
- ホ 両社による需給契約の承諾の意思表示の後、20(料金の口座振替)(2)お よび21(料金のクレジットカード払い)(2)の申込内容に不備があるこ とが判明し、口座振替およびクレジットカード払いの申込手続きを完了 できない場合
- へ 30(供給の停止)によって、電気の供給を停止されたお客さまが両社の 定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
- ト 需給契約の条項(46(反社会的勢力との取引排除)を含みます。)に違反
- (2) お客さまが両社に需給契約終了の通知をしない場合であっても、すでに転居 されている等明らかに電気の使用を終了したと認められるときは、両社、本 小売電気事業者または一般送配電事業者等がお客さまに対する電気の供給 を終了させるための措置をとることがあります。この場合、この措置をとっ た日に需給契約の解除があったものといたします。

41. 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中に当社とお客さまとの間に生じた料金その他の債権および債務 は、需給契約が終了または解除されても、消滅いたしません。

42. 両社と本小売電気事業者との取次委託契約終了

両社と本小売電気事業者との取次委託契約が解除その他の理由により終了する 場合(両社の責めに帰すべき事由による場合で、本小売電気事業者が自らお客さ まと需給契約を締結することを希望した場合を除きます。)両社が適切と考える 方法によりお客さまにお知らせいたします。

[VII 工事および工事費等の負担金]

43. 供給設備の工事費等の負担

- (1)お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合、もしくはお客さまの希望によってお客さまに電気を供給するために必要な設備(以下、「供給設備等」という)を新たに施設する場合、もしくはお客さまの希望によって供給設備等を変更する場合において、本小売電気事業者が接続供給契約にもとづいて一般送配電事業者等より工事費その他の費用(以下、「工事費等」という)の負担を求められる場合、または本小売電気事業者がこれらの設備の施設を求められる場合には、両社は、本小売電気事業者による請求を踏まえお客さまよりその工事費等もしくは両社による施設にかかった費用(本小売電気事業者から工事費等相当額の負担を求められる場合にあっては、その支払いに必要な手数料を含みます。以下(3)項において同様とします。)を申し受けます。
- (2)電気の供給に必要な設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を終了または変更される場合は、両社は、本小売電気事業者が接続供給契約にもとづいて一般送配電事業者等から請求された工事費等およびその支払いに必要な手数料相当額を、本小売電気事業者による誰求を除まえお客さまから申し受けます。
- (3)その他お客さまの事情により、本小売電気事業者が一般送配電事業者等から 工事費等の費用負担を求められ、または本小売電気事業者が施設することを 求められる場合には、両社は、本小売電気事業者による請求を踏まえお客さ まよりその工事専等または両社による施設にかかった費用を申し受けます。
- (4)工事費負担金およびその支払いに必要な手数料についてはその都度、両社が 指定した金融機関等を通じて振込みの方法により支払っていただきます。

「WII 保安]

44. 保安に対するお客さまの協力

- イ お客さまの需要場所内に設置してある引込線、計量計等一般送配電事業 者等の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障 が生ずるおそれがあるとお客さまが認めた場合
- ロ お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは 故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあるとお客さまが認めた場合
- (2) お客さまが一般送配電事業者等の計量計等の電気工作物等に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合。あらかじめ両社および一般送配電事業者等に事前に通知していただきます。また、物件の設置変更または修繕工事をした後、その物件が一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を両社および一般送配電事業者等に通知していただきます。この場合、保安上必要があるときは、お客さまには一般送配電事業者等の求めに応じてその内容を変更していただきます。

45. 調査および調査に対するお客さまの協力等

- (1)お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについては、一般 送配電事業者等、または一般送配電事業者等が委託を行った経済産業大臣の 登録を受けた調査機関(以下「登録調査機関」といいます。)が、法令で定める ところにより調査します。この場合、一般送配電事業者等または登録調査機 関は、必要があるときは、お客さまの承諾を得てお客さまから電気工作物の 配練図を提示していただくことがあります。なお、お客さまは、一般送配電事 業者等または登録調査機関の係員に対し、所定の証明書の提示を求めること ができます。
- (2)お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成した とき、すみやかにその旨を両社および一般送配電事業者等または登録調査機 関に通知していただきます。

[IX 反社会的勢力との取引排除]

46. 反社会的勢力等との取引排除

両社およびお客さまは、以下の各号について表明し、保証するものとします。

イ 自己または自己の代表者、責任者、実質的に経営権を有する者(以下、「自己の代表者等」という)が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下、総称して「反社会的勢力」という)ではなく、過去にも反社会的勢力でなかったこと、また今後もそのよう。

- うなことはないこと。
- ロ 反社会的勢力が自己または自己の代表者等の経営に実質的に関与して いないこと。
- ハ 自己または自己の代表者等が、反社会的勢力を利用していないこと。
- 二 自己または自己の代表者等が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、 または便宜を供与するなどの関与をしていないこと。
- ホ 自己または自己の代表者等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき 関係を有していないこと。
- へ 自己または自己の代表者等が、自らまたは第三者を利用して、詐術、暴力 的行為、または脅迫的言辞を用いていないこと。

「X その他]

47. 託送供給等約款における需要者に関する規定の遵守

両社と需給契約を締結するお客さまは、託送供給等約款における需要者に関する規定を遵守していただきます。

48. 個人情報等の保護

両社は、お客さまの個人情報を両社が定める「個人情報のお取り扱いについて」 にもとづき適切に取り扱います。

49. 著作権等

- (1) 両社のWebサイト等が提供する情報に関する著作権その他の知的財産権は 両社に帰属します。
- (2) お客さまが、両社と需給契約を締結することにより得られる一切の情報を、 両社またはこれらの情報に関し正当な権利を有する者の事前の許諾なしに、 私的使用の範囲をこえる目的で複製し、出版し、放送し、公衆送信する行為等 をその方法のいかんを問わず自ら行うこと、および第三者をして行わせることは法令により、禁じられています。

50. 広告電子メール等の送信等

- (1)両社は、お客さまに対して需給契約に関連する取引内容の説明、利用料金等の通知その他重要なお知らせ等を行う際に、広告宣伝が付随的に含まれる広告電子メールの送信を行うことがあります。
- (2)両社は、お客さまに対し、広告宣伝を行うために、印刷物の配送等(サンプル・ 試供品の配送その他の提供を含みます。以下本条にて同じ。)を行うことまた は電話をすることがあります。
- (3)お客さまは、両社からの広告電子メールの送信または前項所定の印刷物の配送等もしくは電話をすることを希望しない場合には、両社所定の方法にて両社に通知することにより、両社からの広告電子メールの送信もしくは広告宣伝のための印刷物の配送等または電話を拒否することができます。

51 淮圳洋

本約款に関する準拠法としては、すべて日本国の法令を適用します。

52. 合意管朝

お客さまと両社との間における一切の訴訟については、鳥取地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【附目门】

1. 本約款の実施期日

本約款は、2025年9月1日から実施します。

【別表】

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1)再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー電気の利用 の促進に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいま す。)第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者によ る再生可能エネルギー特別措置法第32条第2項の規定にもとづき納付金単 価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」という)および回避可能費 用単価等を定める告示により定めます。

- (2)再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用
- (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネル ギー特別措置法第36条第2項に定める賦課金の額の算定の対象となる電気 に適用いたします。
- (3)再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定
- イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に 定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたし ます。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金 額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。
- ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから両社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月のたります。お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の

検針日(お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5 項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検 針日といたします。)の前日までの期間に当該事業所で使用される電気 に係る再生可能エネルギー発電促進膨課金は、(1)にかかわらず、(1)に よって再生可能エネルギー発電促進膨課金として資定された金額から、 当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政 令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー特別措置 法施行令に定める割合を乗じて得た金額(以下)減免額」という)を差し 引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、 切り捨てます。

2. 燃料費調整

(1)燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格:原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四拾五入いたします。

平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油 価格

B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス 価格

C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格 α=0.1543 β=0.1322 ν=0.9761

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原 油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平 均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五 入いたします。

- 口 燃料費調整単価:燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四馀五入いたします。
- (イ)1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を下回る場合 燃料費調整単価=(26,000円-平均燃料価格)×((2)の基準価格 /1,000)
- (ロ)1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を上回る場合 燃料費調整単価=(平均燃料価格 - 26,000円)×((2)の基準価格 /1,000)
- ハ 燃料費調整単価の適用:各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間とお客さまの請求期間に応じて適用いたします。
 - (イ)各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から 6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から 7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から 8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から 9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から 10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から 11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から 12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の 1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から 2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から 3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から 4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から 5月の検針日の前日までの期間

二 燃料費調整額:燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2)基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とします。 従量制供給の場合

イ 料金表により最低料金が適用される契約種別の場合 基準単価は、次のとおりといたします。

基本料金	1契約につき 最初の15キロワット時まで	3円68銭0厘(税込)
電力量料金	上記をこえる 1キロワット時につき	24銭5厘(税込)

ロ イ以外の場合の基準単価は、次のとおりといたします。

(3)燃料費調整単価等の周知

両社は、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格から算定された燃料費調整単価を両社が適切と考える方法で周知いたします。

(4)燃料費調整の見直し

両社は、両社が燃料費調整の算定方法が不適当になったと認める場合においては、適宜、燃料費調整について見直しを行うことがあります。

-6-

電気料金プラン約款

電気料金ブラン約款(以下「本約款」という)は、鳥取ガス株式会社および鳥取ガス産業株式会社(以下「両社」という)の電気サービス約款(両社が電気サービス約款を更した場合には、変更後の電気サービス約款によります。)にもとづき、電気を小売するときの料金その他の条件を定めたものです。なお、本約款に定める基本料金、電力量料金、割引額、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、消費税等相当額を含みます。

1. 実施時期

本約款は、2025年9月1日より実施いたします。

2. 約款の変更

- (1) 両社は、本約款を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款によります。
- (2)消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、両社は、変更された 税率にもとづき、本約款を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款によります。
- (3)本約款を変更するときには、両社は、変更内容のみをお客さまへお知らせいたします。

3. 電灯需要(最大需要容量6キロボルトアンペア未満)

(1)適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用 いたします。

- イ 使用する最大容量(以下「最大需要容量」という)が6キロボルトアンペア未満であること。
- ロ 1需要場所において複数の契約種別を契約する場合は、最大需要容量と 契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。
- ハ 1需要場所において複数の契約種別を契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者等の供給設備の状況等から一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、口の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者等によりお客さまの土地または建物に安圧器等の供給設備が施設されることがあります。

(2)最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情 に応じてお客さまと一般送配電事業者等との協議によります。

4. 電灯需要(契約電力6キロワット以上)

(1)適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用

イ 契約電力が6キロワット以上であり、かつ、原則として50キロワット未 漢であること。ただし、お客さまが新たに電気の儒給契約を希望される 際は、一般送配電事業者等の定めるみなし契約電力が6キロワット以上 であり、かつ、原則として50キロワット未満であることとします。

(2)契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(3)契約電力

契約電力は、次によって定めます。

- イ 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大使用電力と前11月 の最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。
 - (イ)新たに電気の供給を受ける場合または高圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに低圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大使用電力と料金適用開始の日から前月までの最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。新たに電気の供給を受ける前からお客さまが同一の需要場所で両社の供給設備により電気の供給を受けていた場合は、契約電力の決定上、新たに電気の供給を受ける場合とはみなしません。
 - (ロ)契約負荷設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大使用電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大使用電力の値といたしませ
- (ハ)契約負荷設備を減少される場合等で、1年を通じての最大使用電力 が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少

された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力 と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、減少され た日以降12月の期間の各月の契約電力(減少された日を含む1月 の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といた します。)は、契約負荷設備および一般送配電事業者等の定める主開 閉器の定格電流にもとづいて算定された値等を基準として、お客さまと両社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された 日の場12月の期間で、その1月の最大使用電力と減少された 日から前月までの最大使用電力のうちいずれか大きい値がお客さまと両社との協議によって定めた値を上回る場合(減少された日を含む1月の減少された日を含む1月の減少された日との協議によって定めた値を上回る場合(減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大使用電力の値がお客さまと両社との協議によって定めた値を上回る場合(によりによりによりによりによりによりといたします。)は、契約電力は、その上回る最大使用電力の値といたします。)は、契約電力は、その上回る最大使用電力の値といたします。)は、契約電力は、その上回る最大使用電力の値といたします。)は、契約電力は、その上回る最大使用電力の値といたします。)は、契約電力は、その上回る最大使用電力の値といたします。)は、契約電力は、その上回る最大使用電力の値といたします。)は、契約電力は、その上回る最大使用電力の値といたします。)は、契約電力は、その上回る最大使用電力の値といたします。

ロ 料金の算定期間における最大使用電力は、計量計により計量される30 分ごとの使用電力量の最大値を2倍した値といたします。

5. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流 単相2線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、一般送 配電事業者等の供給設備の状況等から両社または一般送配電事業者等が技術上 やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線 式標準電圧200ボルトとすることがあります。

6. 払込票等および検針結果のお知らせ発行手数料

(1)お客さまが振込払いで料金を支払われる場合等の払込票等発行手数料は、次のとおりといたします。

1契約1通につき:330円(税込)

(2) お客さまの希望により、両社が検針の結果等を書面でお知らせする場合の発行手数料は、次のとおりといたします。

1契約1通につき:165円(税込)

7. 日割計

- (1)電気サービス約款第15条(料金の算定および算定期間)(1)イ、口およびハに 該当する場合は、次により料金を算定いたします。
- イ 基本料金、最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割計算する場合は、次のとおりといたします。

1月の該当料金×(日割計算対象日数/算定期間の終期に属する月の暦 日数)

ロ 電力量料金は、使用電力量に応じて算定いたします。ただし、料金適用上 の電力量区分を日割する場合には、次により算定いたします。

最低料金適用電力量

= 15キロワット時×(日割計算対象日数/算定期間の終期に属する月の暦日数)

なお、最低料金適用電力量とは、7(日割計算)(1)イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

第1段階料金適用電力量

=105キロワット時×(日割計算対象日数/算定期間の終期に属する月の暦日数)

なお、第1段階料金適用電力量とは、15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第2段階料金適用電力量

=180キロワット時×(日割計算対象日数/算定期間の終期に属する月の暦日数)

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

上記によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量 および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数 は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ハ 電気サービス約款第15条(1)イの場合により日割計算をするときは、日

割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および終了日を 除きます。また、やむを得ず算定期間中に契約種別等を変更した場合に 日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いた します。

二 再生可能エネルギー発電促進賦課金(最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)は、料金の算定期間の使用量により算定いたします。

8. 季節区分および時間帯区分

(1)季節区分および時間帯区分

- イ 季節区分は、次のとおりといたします。
 - (イ)夏季:毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。
- (ロ)その他季:毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。 ロ 時間帯区分は、次のとおりといたします。
 - (イ)デイタイム:毎日午前9時から午後9時までの時間をいいます。ただし、ホリデータイムに該当する時間を除きます。
 - (ロ)ナイトタイム:デイタイムおよびホリデータイム以外の時間をいい ます。
 - (ハ)ホリデータイム:以下に定める日の全ての時間をいいます。

土曜日

日曜日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

1月2日

1月3日

1月4日

5月1日 5月2日

3H2D

12月30日 12月31日

9. 契約種別

(1)従量電灯 A

イ 適用条件

3(電灯需要(最大需要容量6キロボルトアンペア未満))の適用範囲に該 当する需要に適用いたします。

口 料金

料金は、以下に定める最低料金、電力量料金、および電気サービス約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし電力量料金、は電気サービス約款別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、電気サービス約款別表2(燃料費調整)(1)によって算定された燃料費調整(1)によって算定された一切燃料価格が26,000円を上回る場合は、電気サービス約款別表2(燃料費調整)(1)によって算定された、電気サービス約款別表2(燃料費調整)(1)によって算定された、電気サービス約款別表2(燃料費調整)(1)によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	337円37銭
電力量	15キロワット時をこえ 120キロワット時までの1キロワット時につき	20円79銭
料金	120キロワット時をこえ 300キロワット時までの1キロワット時につき	27円47銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	29円59銭

ハ 日割計算

両社は、7(日割計算)によって日割計算を行ない、料金を算定いたします。

(2)エネトピアグループ電気サービス契約 II (以下「電気サービス II 」という)

イ 適用条件

3(電灯需要(最大需要容量6キロボルトアンペア未満))の適用範囲に該当する需要で、お客さまが1年を通じてこの電気サービス II の適用を受けることを希望される場合に適用いたします。

口 料金

料金は、以下に定める最低料金、電力量料金、および電気サービス的款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電気サービス約款別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、電気サービス約款別表2(燃料費調整)(1)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、電気サービス約款別表2(燃料費調整)(1)によって算定された火料費調整の(1)によって算定された火料費調整の(1)によって算定された火料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	227円37銭
電力量	15キロワット時をこえ 120キロワット時までの1キロワット時につき	20円79銭
料金	120キロワット時をこえ 300キロワット時までの1キロワット時につき	27円47銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	29円59銭

八 日割計

両社は、7(日割計算)によって日割計算を行ない、料金を算定いたします。

(3)エネトピアグループ電気サービス契約Ⅲ(以下「電気サービスⅢ」という)

適用条件

3(電灯需要(最大需要容量6キロボルトアンペア未満))の適用範囲に該 当する需要で、お客さまが1年を通じてこの電気サービスIIIの適用を受 けることを希望される場合に適用いたします。

口 料金

料金は、以下に定める電力量料金および電気サービス約款別表1(再生 可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネ ルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電気サービス約款 別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000 円を下回る場合は、電気サービス約款別表2(燃料費調整)(1)ニによっ て算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、電気サービス約款別 表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円 を上回る場合は、電気サービス約款別表2(燃料費調整)(1)ニによって 算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ)電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1	1キロワット時につき	25円78銭

(口)最低日額料金

(イ)によって算定された電力量料金が次の最低月額料金を下回る 場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金あよび電気サービス 約款別表(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定 された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	1,650円00銭

ハ 日割計算

両社は、7(日割計算)によって日割計算を行ない、料金を算定いたします。

(4)エネトピアグループ電気サービス契約IV(以下「電気サービスIV」という)

イ 適用条件

3(電灯需要(最大需要容量6キロボルトアンペア未満))の適用範囲に該当し、8(季節区分および時間帯区分)に定めるデイタイム以外の時間帯への負荷移行が可能な需要(その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アド等の集合性空の共用灯等の需要は含みません。)で、お客さまが1年を通じてこの電気サービスIVの適用を受けることを希望される場合に適用いたします。

口 料金

料金は、以下に定める電力量料金および電気サービス約款別表((再生 可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネ ルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電気サービス約款 別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000 円を下回る場合は、電気サービス約款別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、電気サービス約款別表2(燃料費調整(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円 を上回る場合は、電気サービス約款別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ)電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。 (1)ディタイム

デイタイムのうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、 その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適 用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	40円96銭	37円21銭

(2)ナイトタイム

1キロワット時につき	18円21銭

(3)ホリデータイム

1キロワット時につき	18円21銭

(口)最低月額料金

(イ)によって算定された電力量料金が次の最低月額料金を下回る 場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および電気サービス 約款別表(1再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定 された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	1,650円00銭
--------	-----------

(ハ)使用電力量の計量および算定

- (1)料金の算定期間における使用電力量は、原則として計量計により計量し、次の場合を除き、時間帯ごとに、30分ごとの使用電力量(乗率を有する計量器の場合は、乗率倍するものといたします。)本合計した値といたします。
- A 1月のナイトタイムの使用電力量は、その1月の使用電力量 からその1月のデイタイムの使用電力量およびその1月の ホリデータイムの使用電力量を差し引いた値といたしま す。
- B 料金の算定期間に7月1日が含まれる場合には、夏季のデイ タイムの使用電力量は、その期間におけるデイタイムの使 用電力量からその期間におけるその他季のデイタイムの 使用電力量を差し引いた値といたします。
- C 料金の算定期間に10月1日が含まれる場合には、その他季のデイタイムの使用電力量は、その期間におけるデイタイムの使用電力量からその期間における夏季のデイタイムの使用電力量を差し引いた値といたします。
- D 電気サービス約款16(検針)で一般送配電事業者等が計量 計の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかっ た場合、検針を行なわなかったときの使用電力量は、前回 の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平 均値(月数による平均値といたします。)によって精算いた します。その1月に夏季およびその他季がともに含まれる 場合には、その1月のデイタイムの使用電力量は、その1月 に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分して えた値といたします。
- E 電気サービス約款16(検針)で一般送配電事業者等が特別な事情がある場合、検針を行なわなかったときの使用電力量は、原則として前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月のデイタイムの使用電力量は、その1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値といたします。
- (2)30分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。
- (3)使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

ハ 日割計算

両社は、7(日割計算)によって日割計算を行ない、料金を算定いたします。

(5)エネトピアグループ電気サービス契約 V (以下「電気サービス V 」という)

イ 適用条件

3(電灯需要(最大需要容量6キロボルトアンペア未満))または4(電灯需 要(契約電力6キロワット以上))の適用範囲に該当する需要で、次のい ずれにも該当し、かつ、お客さまが1年を通じてこの電気サービスVの 適用を受けることを希望される場合に適用いたします。

- (イ)ホ(夜間蓄熱式機器)に定める小型機器(以下「夜間蓄熱式機器」という)またはへ(オフピーク蓄熱式電気温水器)に定める小型機器(以下「オフピーク蓄熱式電気温水器」という)を使用し、かつ、夜間蓄熱式機器の総容量(入力)またはオフピーク蓄熱式電気温水器の総容量(入力)が1キロボルトアンペア以上であること。
- (ロ)8(季節区分および時間帯区分)に定めるデイタイム以外の時間帯への負荷移行が可能な需要(その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパト等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。)であること。

(ハ)お客さまが新たに電気の需給契約を希望される際は、一般送配電事業者等の定めるみなし契約電力が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において複数の契約種別を契約する場合は、みなし契約電力と契約電力が50キロワット未満であること。

口 料金

料金は、以下に定める基本料金、電力量料金、および電気サービス約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電気サービス約款別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、電気サービス約款別表2(燃料費調整)(1)エトロンのでは、電気サービス約款別表2(燃料費調整)(1)エトロンのでは、電気サービス約款別表2(燃料費調整)(1)エトロンのに、電気サービス約款別表2(燃料費調整)(1)エトロンのによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ)基本料金

基本料金は、契約電力に応じ1月につき次のとおりといたします。 ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といた します。

1契約につき最初の10キロワットまで	1,650円00銭
上記をこえる1キロワットにつき	407円00銭

(ロ)電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。 (1)ディタイム

> デイタイムのうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、 その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適 用いたします。

> > その他季料金

	1キロワット時につき	32円68銭	30円62銭	
	(2)ナイトタイ			
	1キロワット時につき		14円87銭	
(3)ホリデータイム				
	1キロワット時につき		14円87銭	

夏季料金

(ハ)使用電力量の計量および算定

- (1)使用電力量は、原則として計量計により計量し、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合を除き、時間帯ごとに、30分ごとの使用電力量(乗率を有する計量器の場合は、乗率倍するものといたします。)を合計した値といたします。
- A 1月のナイトタイムの使用電力量は、その1月の使用電力量 からその1月のデイタイムの使用電力量およびその1月の ホリデータイムの使用電力量を差し引いた値といたしま す。
- B 料金の算定期間に7月1日が含まれる場合には、夏季のデイタイムの使用電力量は、その期間におけるデイタイムの使用電力量からその期間におけるその他季のデイタイムの使用電力量を差し引いた値といたします。
- C 料金の算定期間に10月1日が含まれる場合には、その他季のデイタイムの使用電力量は、その期間におけるデイタイムの使用電力量からその期間における夏季のデイタイムの使用電力量を差し引いた値といたします。
- D 電気サービス約款16(検針)で一般送配電事業者等が計量 計の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかっ た場合、検針を行なわなかったときの使用電力量は、前回 の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平 均値(月数による平均値といたします。)によって精算いた します。その1月に夏季およびその他季がともに含まれる 場合には、その1月のデイタイムの使用電力量は、その1月 に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分して えた値といたします。
- E 電気サービス約款16(検針)で一般送配電事業者等が特別な事情がある場合、検針を行なわなかったときの使用電力量は、原則として前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月のデイタイムの使用電力量は、その1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値といたします。

(2)30分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。 (3)使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

ハ 夜間蓄熱式機器等にかかわる取扱い

(イ)夜間蓄熱式機器

- (1)夜間蓄熱式機器とは、ホ(夜間蓄熱式機器)に該当する貯湯式電 気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。
- (2)ホ(夜間蓄熱式機器)(イ)の「主として毎日午後11時から翌日の 午前8時までの間に通電する機能」とは、次の場合を含みます。
- A お客さまが当該機器への主たる通電時間を毎日午後11時 から翌日の午前8時までの間とすることのできる装置を取 り付けた場合
- B 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外 される場合は、両社に申し出ていただきます。
- C 両社は、ホ(夜間蓄熱式機器)に定める夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、両社は、夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(ロ)オフピーク蓄熱式電気温水器

- (1)オフピーク蓄熱式電気温水器とは、ヘ(オフピーク蓄熱式電気 温水器)に該当する貯湯式電気温水器および給湯機能と床暖房 等の機能とをあわせて有する貯湯式電気温水器等の機器をい います。
- (2)オフピーク蓄熱式電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、両針に申し出ていただきます。
- (3)両社は、へ(オフピーク蓄熱式電気温水器)に定めるオフピーク

蓄熱式電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合、両社は、オフピーク蓄熱式電気温水器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

ニ その他

電気サービス約款VII(工事および工事費等の負担金)に定める事項については、契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約電力が増加しない場合は、契約電力が増加したものとして、4(電灯需要(契約電力6キロワット以上))に準じて取り扱うものといたします。

ホ 夜間蓄熱式機器

夜間蓄熱式機器とは、次のいずれにも該当するものをいいます。

- (イ)主として毎日午後11時から翌日の午前8時までの間に通電する機能を有すること。
- (口)(イ)の通電時間中に蓄熱のために使用されること。

へ オフピーク蓄熱式電気温水器

オフピーク蓄熱式電気温水器とは、ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し、お客さまが給湯に使用するためまたは 結濁とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯 量に沸きあげる機能を有するものであって、夜間蓄熱式機器に該当しな いものをいいます。

ト 日割計算

両社は、7(日割計算)によって日割計算を行ない、料金を算定いたします。

[BH BII]

1. 本約款の実施期日

本約款は、2025年9月1日から実施します。

電気料金割引キャンペーン規約

1.本規約の適用

- (1)鳥取ガス株式会社及び鳥取ガス産業株式会社(以下「両社」という)は「電気料 金割引キャンペーン規約」(以下、「本規約」という)を定め、「電気料金割引 サービス」(以下「本サービス」という)を提供します。
- (2) 本規約は、「電気サービス約款」「電気料金プラン約款」(以下「各約款」という) の一部を構成するものであり、本サービスの契約者(以下「契約者」という)は 各約款を承諾したものとします。
- (3)本サービスは、両社が別途定める条件を満たす契約者の電気料金から、両社 が別途定める金額を割り引くサービスです。
- (4) 本サービスの内容、提供条件、その他詳細については、両社が別途定める本 サービスに関する諸規定により、契約者に提示されるものとします。
- (5)本規約に定めのない事項は各約款によります。

2.本サービスの申し込み

- (1) 両社は、契約者が本規約での取引に合意のうえ両社所定の方法により申込み を行ったとき、本サービスの契約申込みを受け付けます。
- (2) 両社は本サービスの契約申込みを受け付けた順序に従って審査を行い、申込 みを承諾します。
- (3)両社が契約申込みを承諾したときをもって、契約締結とします。
- (4) 両社は(2) の定めにかかわらず、以下の項目に該当する場合、本サービスの 申込みを承諾しないことがあります。
- イ 本サービスの契約者と利用者が同一のものにならないとき
- ロ 本サービスの提供が技術上著しく困難なとき
- ハ その他両社の業務遂行上著しい支障があるとき

3.契約の満了

本サービスの契約は、本サービスの提供を開始した日の属す暦月の初日(以下 「起算日」という)から両社が別途定める期間をもって満了となります。

4.契約の満了に伴う更新等

- (1)本サービスの契約は、その契約の満了と同時に新たに契約を締結するとき、 または満了と同時に契約を解除するときは、両社が指定する期間中に、両社 に申し出ていただきます。
- (2)両社は、契約の満了日までに前項に規定する申し出がなかった場合、かつ、その契約の割引回数に定めが無い場合、その契約を定期契約とみなし、その契

約の満了日の翌日に契約を更新します。

5.解約

- (1) 本サービスの契約は、契約者が、両社が別途定める手続に従い本サービスの 終了を申し入れた場合、両社が当該終了の手続きを完了した月の末日をもっ て解約されるものとします。
- (2) 本サービスの契約終了をもって、契約者は、本サービスの適用を受けることができなくなるものとします。なお、当該終了後に本サービスの利用を希望する場合、再度面社所定の申込手続きが必要となります。

6.解約金

- (1)契約者が、本サービスを両社が指定する期間外に解約する場合、両社が別途 定める解約金が生じます。
- (2)前項の定めにかかわらず、両社が別途定めるサービスへの変更については、 前項の解約金は発生いたしません。

7.本サービスの一時中断・利用停止等

理由の如何を問わず、本サービスに一時中断、利用中止または利用停止があって も、本サービスの契約期間に変更はありません(契約期間の進行が停止するもの ではありません)。

8.本サービスの変更・廃止等

両社は、理由の如何を問わず、契約者に事前の通知をすることなく、本サービス の全部または一部の変更、追加、中止または廃止ができるものとします。

9.免責

- (1) 両社は、本サービスの内容について、その完全性、正確性、確実性、有用性等に つき、いかなる保証も行わないものとします。
- (2)いかなる場合においても両社は、本サービスの提供に関し、以下に定める契約者または第三者に生じた損害については一切責任を負わないものとします。
- イ 両社の責に帰すべからざる事由から生じた損害
- ロ 両社の予見の有無にかかわらず、特別の事情から生じた損害

【附則】

1. 本規約の実施期日

本規約は2025年9月1日より実施するものとします。